

基本仕様書

本仕様書は、愛知県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して行う「令和7年度介護保険地域分析支援事業委託業務」に適用し、その内容について定める。

1 業務名

令和7年度介護保険地域分析支援事業委託業務

2 業務目的

高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくためには、各保険者（市町村等）が住民のニーズを的確に捉えた上で地域の理想像を明確化し、データ等を用いて現状との乖離状況を定期的に分析することで、地域の特性に応じた主体的な取組を立案することが求められる。

このため、保険者が「地域包括ケア『見える化』システム」をはじめとする様々なデータソースから把握できる情報や、各種アンケート調査の結果等から見える地域の特徴を分析し課題を抽出できるよう分析のサポートを行うとともに、課題に対応した自立支援・重度化防止等に向けた施策を企画・立案し、第10期介護保険事業計画に記載した上で取組を推進することができるよう、保険者に対する支援を行うことを目的とする。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和8年3月2日まで

4 業務の内容

（1） 県内保険者を対象とした基礎分析資料の作成

ア 乙は、保険者が地域の特徴把握と課題解決に向けた施策検討ができるよう、高齢者や介護保険に係る各種基礎データ（※¹）を収集・整理の上、年齢調整後一人当たり給付費の差や地域課題の要因を分析し、県内の保険者ごとに、各種基礎データと地域の特徴及び課題を記載した資料（基礎分析資料）を作成すること。

※¹ 資料に記載する基礎データについて、以下を必須記載とし、全国平均その他の数値との比較や経年変化の分析を行うこと。また、その他保険者が自地域の特徴把握を行う際に有用なデータや情報についても適宜収集し、記載すること。

- ・第1号被保険者一人当たり給付費（年齢等調整済み）
- ・要介護認定率（年齢調整済み）

- ・受給率（在宅サービスと施設サービスのバランス）
- ・受給者一人当たり給付費

イ 資料は、単にデータを羅列するのではなく、分析結果を記載する等、地域の特徴が明瞭となるよう作成し、甲及び保険者が当該資料を活用することで、共通認識に基づいて地域課題への対応策を検討することができるように留意すること。

（２） 介護保険地域分析研修会の実施

ア 乙は、甲と連携し、県内の保険者が地域分析の手法や介護保険事業計画の策定・進捗管理に必要な地域分析の知識を習得できるよう、保険者職員を対象とした介護保険地域分析研修会を実施すること。

イ 研修内容は、介護保険の地域分析に有用な各種データの紹介及び有効な活用方法に加え、保険者の具体例を挙げ、基礎データを確認することにより考察できる内容や追加で確認すべきと考えられるデータを解説するなど、分析する際の視点や手順についての理解が深められるよう工夫することとし、研修は講義だけでなく、地域包括ケア「見える化」システム等の操作実習や出席者間の意見交換を適宜実施すること。また、介護サービスの提供体制や施設の整備状況を確認する上で有用なデータを紹介するとともに、第10期介護保険事業計画の策定スケジュールを視野に入れ、介護保険事業計画の策定・進捗管理に必要な知識を学習できるよう工夫すること。

ウ 開催方法は、集合形式が望ましいが、各種の事情に応じてオンラインによる実施もしくは併用での開催とする場合は、事前に甲と十分に調整すること。なお、研修会場は原則として乙において確保することとするが、開催日時・規模等については、事前に甲と協議すること。

エ 保険者への周知及び出席者の募集・決定、国制度等の行政説明、アンケートの実施・取りまとめは甲が行う。

（介護保険地域分析研修会の内容例）

- ・介護保険の地域分析に有用な基礎データと活用方法
- ・先進自治体の事例紹介
- ・介護保険事業計画策定スケジュールの紹介
- ・地域包括ケア「見える化」システム「現状分析機能」の活用方法
- ・保険者意見交換会 等

（３） 対象保険者の現状把握及び課題抽出、施策立案支援に係るアドバイザー派遣

ア 乙は、甲が別途選定する2ないしは3保険者（以下「対象保険者」という。）の高齢者や介護保険に係るデータ等（※²）を収集・調査の上、整理した各種データ等から見える地域の現状と課題を明示し、課題解決に向けた仮説検証や課題に対する効果的な事例の提示等、施策立案のためのサポートを個別伴走的に行うこと。

※² 下記は既存のデータソースの例であるが、保険者の課題認識や状況に応じたデータ・情報を収集及び整理の上、助言を行うこと。

- ・地域包括ケア「見える化」システム【厚生労働省】
- ・介護保険事業状況報告（年報・月報）【厚生労働省】
- ・介護保険総合データベース【厚生労働省】
- ・業務分析データ（要介護認定適正化事業）【厚生労働省】
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査【保険者】
- ・在宅介護実態調査【保険者】
- ・地域ケア会議で抽出された地域課題【保険者】※
- ・要介護認定資料【保険者】※
- ・介護レセプト情報【保険者】※
- ・国保データベースシステム（KDB）【保険者】※ 等

※…利用に対象保険者等の承諾が必要と考えられるデータ

イ 乙は、甲及び対象保険者と十分に事前調整を行った上で、2～3回程度、対象保険者に訪問又は web 会議等により、地域課題の解決や地域差の把握・分析、その改善に向けた検討を行う地域課題検討会議を実施し、対象保険者の問題意識に応じた総合的な課題解決に向けた議論・助言を行うこと。

ウ 乙は、地域分析に有用なデータの選定や活用方法を説明するなど、対象保険者が取組を通じて、地域分析や施策立案の手法について学ぶことができるよう留意すること。

エ 分析方法及び施策立案の手法は、第三者の技術及び権利等を侵害しない又は侵害する恐れがないものとする。また、分析方法等については、委託事業後においても、保険者が継続して活用できるものとする。

（４） 成果報告書の作成

ア 乙は、業務内容の結果を取りまとめ、成果報告書を作成すること。なお、報告書の内容については甲と十分な事前調整の上、検討経過等が明らかになるよう努めるとともに、本事業において得られた成果を今後も有効に活用できるよう資料を整理し、今後の課題解決のために必要な事項等を明記すること。

イ 乙は、報告書（編集可能な電子媒体（docx、xlsx ファイル等））を甲が指定する日までに、遅滞なく提出すること。

ウ 甲は、成果物が著作物に該当する、しないにかかわらず、当該成果物の内容を、乙の承諾なく自由に公表することができ、作成した分析結果データやグラフ・表・マップ等については、乙の許諾なしにその加工、二次使用ができることとする。

（５） スケジュール案

5月下旬 委託締結

- 7月上旬 介護保険地域分析研修会の開催
- 8月上旬 基礎分析資料の作成開始、対象保険者において地域課題検討会議開始
- 11月中旬 基礎分析資料提出
- 2月中旬 地域課題検討会議終了
- 2月下旬 成果報告書提出、事業完了

(6) その他

本仕様書及び企画提案書に予定されていない事項についても、甲乙協議の上、委託金額の範囲内で実施できるものとする。

5 管理運営体制

(1) 実施体制の整備

乙は、委託業務従事者の中から、業務の総括的な責任を負う者を責任者、業務の技術上の管理を行うための経験、知識、技術を有する者を運営スタッフとして選任し、業務従事者及び業務の実施場所等を甲に届け出るものとする。

なお、本業務における履行場所は次のとおりとする。

- ア 乙の所在地
- イ 愛知県福祉局高齢福祉課
- ウ 愛知県内市町村役場及び支所等
- エ その他甲が指定した場所

(2) 運営体制に係る調書の提出

乙は、前号に係る調書を作成し、契約後速やかに甲に提出するものとする。

(3) 情報セキュリティに関する乙の責任

乙は、データ（各市町村等から提供されたデータ及び前述のデータから生成した中間生成物を指す）を取り扱うにあたり、「愛知県情報セキュリティポリシー」及び業務実施場所の施錠や入退室管理、データや端末等の適切な管理等を行うこと。

(4) 甲との連絡調整

甲が、業務の途中で中間報告を求めた場合には、乙は中間報告を取りまとめ報告すること。

(5) 委託事業の再委託

委託事業の再委託は原則として不可とする。

ただし、事業の遂行上、あらかじめ甲が必要と認め、承認を得た場合はその限りではない。

6 その他

- (1) この基本仕様書に定めるもののほか事業の詳細については、乙の企画提案書のとおりとする。

- (2) この基本仕様書及び乙の企画提案書に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定める。
- (3) 甲は、本業務の実施にあたり、乙が必要とする資料や情報等の提供を支障のない範囲で協力するものとする。
- (4) 本業務に係る監査等が行われる際、乙は協力すること。
- (5) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6) 乙は、事業完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、甲の求めに応じて何時でも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (7) 本仕様書及び乙の企画提案書に定める事項によりがたい細部項目については、その都度、甲の指示を受けるものとする。